VI 母子保健行政の体系とあゆみ

1. 戦後沖縄県の母子保健行政のあゆみ

戦後、沖縄県の母子保健対策は、琉球政府時代の昭和 26 年に保健所法が立法交付されたことによって、妊産婦、乳幼児の保健指導が保健所業務として制度化されたことに始まり、同じく琉球政府立法第 61 号で制定された児童福祉法の公布(昭和 28 年)によって「児童の健全な出生と育成を図る」見地から妊産婦保健指導の重要性がうたわれ、妊産婦・乳幼児を対象に一環とした現在の母子保健行政の原形が確立された。

しかし、同法による母子保健対策の実施はかなり遅れ、昭和 35 年になって母子手帳の様式制定がなされ、翌昭和 36 年からようやく妊娠を届出た妊婦に対し母子手帳の交付が行われるようになった。また、昭和 37 年から保健所に 2,500 g以下の低体重児(平成7年からは母子保健法の改正により「低体重児」は 2,500 g未満となった)が届けられるようになり、未熟児訪問指導の強化が図られた。

昭和 39 年度厚生局予防課(保健婦係)の所掌事務に母性及び乳幼児の保健指導に関する 事項が加わり、昭和 40 年度初めて母子保健事業に予算が計上され(当初 2,349 ドル)母子保健 対策の強化が図られ、昭和 41 年、三歳児の健康診査が保健所で実施されるようになった。

また、昭和 42 年未熟児の養育医療給付が制度化、翌昭和 43 年度から実施された(当初4件の給付)。

昭和 40 年に我が国では母子保健法が制定されたが、全国に遅れること4年、昭和 44 年に母子保健法が立法公布され、翌昭和 45 年に施行、それまで児童福祉法により規定実施されてきた妊産婦・乳幼児の保健対策が母子保健法に包含、広く母性と乳幼児を対象に母子の一貫した総合的な母子保健対策の推進が図られることになり、母子保健法による事務は予防課が所轄することとなった。昭和 46 年、母子栄養強化事業による低所得世帯の妊産婦、乳幼児へのミルクの無償支給、助産師による新生児の訪問指導等昭和 47 年5 月本土復帰と同時に現行の母子保健法が適用され、フェニールケトン尿症や神経芽細胞腫検査等の各種検査及び市町村においては、地域の実情に応じた各種母子保健事業を選択して効果的・効率的に実施することとなったが、神経芽細胞種検査については、平成 16 年度に休止された。

平成6年、地域保健や母子保健対策の枠組みを抜本的に見直した母子保健法の改正があり、 平成9年度から全面施行され、健康づくりの基本となる母子保健事業が市町村へ権限委譲され た。

また、平成 12 年 11 月に国は 21 世紀の母子保健のビジョンである「健やか親子 21」を公表し、県においても、平成 13 年度に「健やか親子おきなわ 2010」を策定した。平成 17 年度には「健やか親子 21」「健やか親子おきなわ 2010」ともに、第1回中間評価を実施し、18 年度には第1回中間評価の結果を報告した。

また、この計画は国の母子保健計画「健やか親子 21」の計画期間が 2010 年から 2014 年までに延長されたことに加え、沖縄県次世代育成支援計画の後期計画と一体的に推進することが、目標達成に効果的であることから、計画期間を2014年まで延長することとし、名称を「健やか親子おきなわ 21」と変更した。

国の「健やか親子 21」は平成 21 年度に第2回中間評価を実施し、県は平成 22 年度に「健やか親子おきなわ2010評価」を実施、平成 26 年度には「健やか親子おきなわ 21」の最終評価及び次期計画「健やか親子おきなわ 21 (第2次)」の策定を行った。評価から見えた課題の改善にむけ、今後もより一層、保健、医療、福祉、教育、産業等関係機関と連携しながら地域の特性に即した母子保健施策を推進する。

2. 戦後の主な母子保健施策

	コザに改称)名職に改称)	(当でおった) 黒覇 に改称)			
童	12月 中部保健所設置 (S31 コザに改称) 1月 北部保健所新設 (S27 名護に改称)	流等 11 千人以后以上南部保健所設置 (\$28)人重山保健所設置	4月 1日 琉球政府創立 宮古保健所設置 衛生研究所設置		
東			琉球臨時中央政府に厚生局設置(1.22 立法第 5号) 保健所法公布(8.25 立法第 23号) 保健所における母性及び乳幼児の保健指導はじまる	児童福祉法公布(10.19 立法第61号)	児童福祉法施行規則(5.20 規則第34号)母子手帳の様式制度(9.14 告示8号)
H	厚生省に児童局新設 (母子衛生課を置く) 児童福祉法公布 児童福祉法施行 児童福祉法施行 保健所における妊産婦・乳幼児の 保健指導・身体障害児の療育指導				育成 医療
争	1947 年 (昭 和 22) 1948 年 (昭 和 23) 1950 年 (昭 和 25) 1951 年 (昭 和 26)		1952 年 (昭和 27)	1953年(昭和 28)	1954年(昭和 29)

1956年(昭和31)		優性保護法公布 (8.31 立法第 42 号)	同月琉球列島米国民政府により同法廃止、復帰まで施行なし
1957年(昭和32)		保健所法施行規則(9.21 規則第)	
1958 年 (昭和 33)	未熟児養育医療と保健指導母子保健センターの設置		
1959 年 (昭和 34)		児童福祉法一部改正(8.28 立法第 16 号)育成医療給付制度発足	
1960年(昭和35)		母子手帳の様式制度(10.29 告示 277号、告示 85号廃止)	
1961年(昭和36)	新生児訪問指導三歳児健康診査	母子手帳の活用始まる	
1963年(昭和38)	妊娠中毒症医療援助と保護指導		
1965年(昭和 40)	母子保健法公布母子栄養強化対策	児童福祉法一部改正により妊産婦・乳幼児の保健指導開始	母子保健事業予算計上(2,349 ドル)
1966年(昭和 41)	母子保健法施行	三歳児健康診査の開始	2月 (財)沖縄家族計画協会設立第1回家族計画受胎調節実施指導員養成死産届出法(12.26 立法 146 号)

中	H	東	重
1967年(昭和 42)		5 号) 5 号) 5 保 健 泳	台調節
1968 年 (昭和 43)	母子保健推進員制度 先天性内臓障害を育成医療の対象 に拡大 妊産婦糖尿病医療援助と保健指導 先天性代謝異常医療援助	養育医療給付制度実施心臓疾患児に対する法外育成医療給付要治職疾患児に対する法外育成医療給付要綱制定(8.20 告示309号)死産届出施行規則(2.20 規則第41号)	事務担当児童家庭課2.29 心臓疾患児本土送り出し開始(第1陣3人出発)
1969 年 (昭和 44)	妊産婦健康診査の公費負担制度乳幼児の精密健康診査制度	母子保健法公布(10.13 立法第 168号)貧血の妊産婦に対しビタミン剤を無料支給	日本政府援助、風疹障害児健診(1.30~2.16)
1970年(昭和45)	妊婦・乳幼児健康診査の拡充母子保健推進会議(民間団体)の設置	母子保健法施行	未熟児養育医療予防課へ事務移管
1971年(昭和 46)	心身障害の発生予防に関する総合的研究 小児がん治療研究(医療費の公費 負担) 母子保健体操の普及指導 昭和 46 年度乳幼児身体発育調査	新生児の訪問指導 母性保護普及指導 母子栄養強化指導 フェニールケトン尿症検査マスクリーニ ング開始 昭和 46 年度乳幼児身体発育調査	昭和 46、47 年復帰までの栄養強化事業は琉球政府が調整粉乳を購入し、市町村を通して支給

1972 年 (昭和 47)	慢性腎炎・ネフローゼ治療研究 児ぜんそく治療研究 育成医療に後天性心疾患および腎不全のとりいれPCB、農薬による母乳汚染疫学調査研究乳児健康診査の公費負担制度	本土復帰に伴い母子保健法等各法が本土適用となる (5.15) 小児がん治療研究事業開始(10.1) 母子保健推進員設置(6 市町村 101 人)	3月 中央保健所設置 4月 予防課に母子成人係を設置 5月 沖縄家族計画協会は(財)沖縄県予防 医学協会と合併
1973年(昭和 48)	妊婦、乳児の健康診査の所得制限 撤廃 母子保健地域組織育成	公費による乳児妊婦一般健康診査開始 小児慢性腎炎、ネフローゼ、喘息等の医療援護事業 妊婦中毒症等療養援護事業	7.28 沖縄県小児保健協会設立
1974 年(昭和 49)	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾患治療研究事業実施	4月 母子栄養係に改称 7月 厚生省技術援助宮古地区母子一斉健 康診査開始 第4回家族計画受胎調節実施指導員養成
1975年(昭和50)	母子健康・健全育成住民会議		育成医療給付事務予防課移管(4.1) (財)沖縄県予防医学協会へ補助金交付開始 8月 厚生省技術援助八重山地区母子一斉 健康診査開始 10月 仲里村母子健康センター設置
1976年(昭和 51)	妊婦乳児等保健相談事業代謝異常檢查技術研修会		4月 母子衛生係に改称母子保健推進員研修開始

舟	H	票	(本)
1977年(昭和52)	1歳6か月児健康診査 先天性代謝異常のマスクリーニン グ検査の実施 家族計画特別相談(遺伝相談)事 業への助成 母子保健指導事業の実施と市町村 母子保健指導事業のメニュー化	市町村母子保健事業のメニュー化先天性代謝異常檢査実施(11:1)	遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遺
1978年(昭和53)	心疾患合併妊娠、産科出血妊産婦貧血に対する医療援助	1 歳 6 か月児健康診査事業実施	2月 伊良部町母子健康センター設置 8月 県立中部病院NICU開設 (20 床) 第1回パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修開設 (40 人)
1979年(昭和 54)	総合母子保健センター整備、新生児に対するクレチン症マスクリーニング検査妊婦婦を		中央保健所において遺伝相談開始第1回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修(40人)遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遺
1980年(昭和55)	母子の緊急医療の充実、先天性代謝異常症に対する特殊ミルク共同安全開発事業 昭和 55 年度乳幼児身体発育調査	先天性甲状腺機能低下症檢查実施 (5.1) ((財)化学及血清療法研究所へ委託) 先天性代謝異常檢查精度管理委託 ((財)日本公衆衛生協会へ委託) 昭和 55 年度乳幼児身体発育調查	第3回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修(40人)遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遺
1981年(昭和 56)		妊婦健康診査結果の電算処理開始	第4回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修(38人)遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遺3月 沖縄県小児保健協会が社団法人へ移行

1982年(昭和57)			第5回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー(41人)遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣日遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣日
1983年(昭和58)			本版デンバー式発達スクリーニング検査研修(対象・保健婦) 4月 保健婦係と母子衛生係が統合して保健指導係に改称第6回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修(114人)遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遺日本版デンバー式発達スクリーニング検査研修
1984年(昭和 59)	健全母性育成事業実施神経芽細胞腫檢査実施(59.7)	未熟児・育成医療給付決定が保健所に移譲 (59.4)	日本版デンバー式発達スクリーニング検査研修(初回 50 人、2 回目 30 人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遺妊産婦体操指導者講習会(67 人)母と子のよい歯のコンクール開始育児を考える母親会議実施(石垣市)
1985年(昭和 60)	B型肝炎母子感染防止事業の実施について	神経芽細胞腫檢查(60.1) B型肝炎母子感染防止事業(60.10)	思春期保健セミナー研修(2人)東京遺伝相談セミナー再教育(28人) 日本版デンバー式発達スクリーニング法研修会(44人) 「市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修」母子保健家族計画大会
1986年(昭和 61)			思春期保健セミナー研修 (5人) 東京

中	H	東東	備
1987年(昭和62)	母子健康手帳改正 1歳6か月児健康診査の強化 (精密健康診査)	海路 知 海	九州地区母子保健事業研修会(642人) 日本版デンバー式発達スクリーニング (29人) 思春期保健セミナー研修(4人)東京 宮古・八重山の子ども達(先島母子一斉健診) 15周年を迎えて(記念誌発行 沖縄県小児 保健協会編集)
1988年(昭和63)	先天性代謝異常等検査に先天性副腎過形成症検査を追加(64.1.1)	神経芽細胞腫検査に定量検査導入 (64.1.1) 先天性代謝異常等検査に先天性副腎過形 成症検査を追加(64.1.1)	那覇保健所から南風原町に新築移転、南部保健所へ改称(63.3)遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遺思春期保健セミナー研修(4人)東京
1989 年 (平成元)		沖縄県小児慢性特定疾患対策協議会発足(HI.8.4)	思春期保健セミナー(コース I)沖縄県で開催修了者 176 人(HI.8.25 ~ 8.27)遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遺
1990年(平成2)	地域母子保健特別モデル事業の実施 (7.31) 平成2年度乳幼児身体発育調査(10月) 三歳児健康診査一部改正 視覚検査・聴覚検査導入	平成 2 年度乳幼児身体発育調査(10月) (病院 4、保健所 5、22 地区 136 人)	思春期保健セミナー(コースⅡ) 沖縄県で開催、修了者 137 人(H2.6.22 ~ 6.24)
1991年(平成3)	市町村母子保健事業整備統合	ATLウィルス感染防止対策懇話会発足 (平成3年3月7日)委員14人 第25回沖縄県母子保健大会開催(今大会より小児保健協会との共催となり、名称も沖縄県母子保健大会と改正される 意味に健康診査に視聴覚検査導入	思春期保健セミナー(コース皿)開催修了者 67 人乳幼児医療費助成事業について、県議会で質疑が出た思春期における保健福祉・体験学習事業が読谷村で初めて実施された

中	H	東	無
1992 年 (平成 4)	アトピー性皮膚炎実態調査母子保健法一部改正 市町村母子保健事業に出産前小児保健指導事業が新規事業として追加される	一件及圖%果制 = 一件及圖%果制 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =	田村から母子年に、(社)洋手帳を存成した国際カウンの主要なったが、(社)洋の日際カウンの日の日のでは、10年間には、10年間には、10年間には、10年間には、10年間には、10年間には、10年間には、10年間には、10年間には、10年間には、10円割りのでは、10円割りの
1994年(平成6)	母子保健法の一部改正 (平成 6年 法律第 84 号) により、医療施設 の 整備や調査研究の推進が追加される	THE / 1	保険推進員が修会 平成 6 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1995年(平成7)	市町村母子保健事業が子どもにやさしい街づくり事業に組みかえられる。 B型肝炎母子感染防止事業の廃止	乳幼児医療費助成事業を 53 全市町村で実施 第 29 回沖縄県母子保健大会 第 3 回 A TLウィルス感染防止対策懇話 会 (平成 7年 3 月 28 日)	市町村母子保健事業移譲準備委員会を設置 思春期における保健・福祉保健学習事業が 3 市 1 町 3 村で実施された。 平成 7 年度市町村母子保健担当者及び母 子保健推進員研修会
1996年(平成8)	生涯を通じた女性の健康支援事業 周産期医療対策事業 優生保護法の一部改正により名称 も「母体保護法」となる。 妊婦健康診査に 35歳以上妊婦の 超音波検査が追加された 母子保健強が全面施行される	第 30 回沖縄県母子保健大会第 4 回 A T L ウィルス感染防止対策懇話会(平成8年1月19日)	平成 8 年母子保健家庭計画全国大会が沖縄 県で開催された。 市町村母子保健事業事務マニュアル作成 平成 8 年度市町村母子保健担当者及び母 子保健推進員研修会

五年78、北郊元の天田18年、1878年18年、1878年18年、1878年18年、1878年18年、1878年18年、1878年18月日沖縄県母子保健大会 1878年 187	保健医療協議会発足 平成 10 年度市町村母子保健担当者及び母子 保健推進員研修会 オキシン類調査実施(調査 南風原町)	33 回沖縄県母子保健大会 4月 健康増進課に改称 乳中のダイオキシン類調査(調査人員 遺伝相談カウンセラー (医師) 研修派遣 日子保健強化推進特別事業として八重山保 助児医療費助成事業の年齢制限を1歳 健所で「母子保健システム構築、基盤整備 と3 歳未満児に引き上げる(11.10.1) 強化事業」中央保健所で「未熟児健全発育 生省技術援助母子一斉健診終了 支援事業」多良間村で「母子保健ネットワ 生省技術援助母子一斉健診終了 フラベくり事業」本庁予防課で「周産期医 が児突然死症候群(SIDS)の普及啓発 ークづくり事業」等が実施された 平成 11 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会	34回沖縄県母子保健大会 佐出生体重児等出生要因調査 (前2年度市町村母子保健担当者及び 沖縄県における周産期保健医療体制の在り子保健推進員研修会 方について、沖縄県周産期保健医療協議会成12年度乳幼児身体発育調査 から知事へ提言される から知事へ提言される 首対象 (病院 6、保健所 7、18地区 母子保健強化推進特別事業として、北部保 (病院 6、保健所 7、18地区 母子保健強化推進特別事業として、北部保 (1人) 接種 大 18地区 日子保健 (1人) 接事業」実施
母子保健法の母子保健医療第31回神縄県中子保神にオ児健康が二二十兄健康診	沖縄県周産期 第 32 回沖縄県 母乳中のダイ 地区那覇市・「	第33回沖縄車中のダイ15人) とかいろろろろろろろろろろろのののののののののののののののののののののののののの	第 34 回沖縄県平成 12 年度市中 24 保健推進中子保健推進平成 1 2 年度調調 18 1 2 年度 18 1 2 6 1 人)
子どもの心の健康づくり対策事業児童環境づくり基盤整備事業(子どもにやさしい街づくり事業の組み替え) 長期療養児への療育指導事業乳幼児突然死症候群実態調査	母乳中のダイオキシン類に関する調査事業 病棟保育土配置促進モデル事業	1 1 月を乳幼児突然死症候群 (SIDS)対策強化月間と定める	児童虐待防止市町村ネットワーク 事業 「健やか親子21」国民運動計策 定 休日健診・相談等事業 新生児聴覚検査事業
1997 年 (平成 9)	1998年(平成10)	1999年(平成 11)	2000年(平成12)

年	M	票	備
2000年(平成12)			母子保健強化推進特別事業として、本庁及び石川保健所で「子どもの事故防止事業実施」「多面的な子どもの事故調査報告書」作成 竹富町が「ぱいぬ島ゆいサークル育成事業」実施
2001年(平成13)	先天性代謝異常検査の一般財源化乳幼児健診における育児支援強化事業	第 35 回沖縄県母子保健大会「健やか親子おきなわ2010」策定	「保健師助産師看護師法」が改正
2002年(平成14)	遺伝相談モデル事業の廃止	第36回沖縄県母子保健大会「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・推進専門部会設置中部病院を総合周産期母子医療センターに指定	保健婦・保健士が「保健師」に統一市町村合併(仲里村、具志川村から久米島町へ)
2003年(平成15)	食育等推進事業育児等健康支援事業要綱改正	第37回沖縄県母子保健大会不妊専門相談センター開設準備沖縄県母子保健推進員連絡協議会準備委員会発足10月沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正(対象年齢を入院は4歳児まで、通院は2歳児までに拡大)	平成 15 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
2004年(平成 16)	特定不妊治療費助成事業	第 38 回沖縄県母子保健大会周産期医療協議会開催 不妊専門相談センターの開設 沖縄県母子保健推進員連絡協議会発足神経芽細胞腫檢査休止	平成 16 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会沖縄県母子保健推進員連絡協議会設立総会母子保健強進特別事業において「若年妊婦支援マニュアル」作成

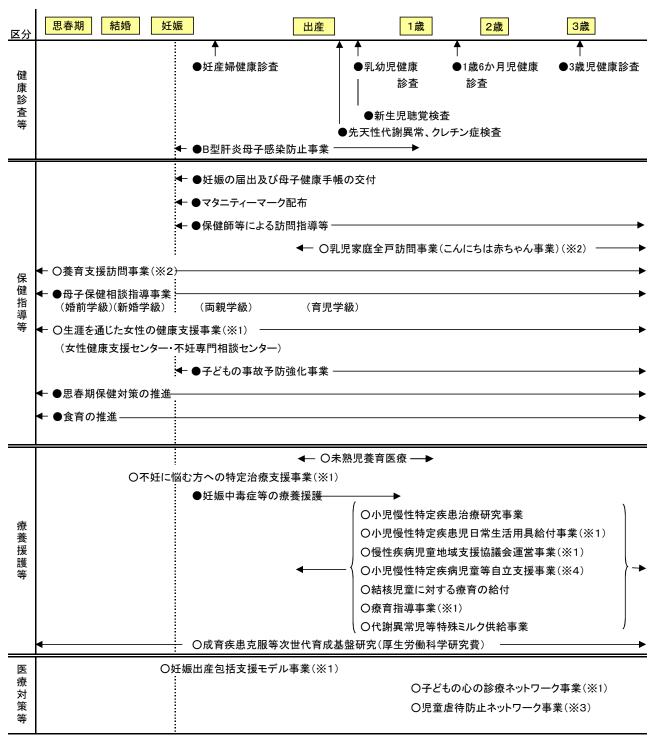
2005年(平成17)	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業マタニティーマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進	第39回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会開催(中間評価の実施) 特定不妊治療費助成事業開始 マタニティーマークをとおした「妊産婦 にやさしい環境づくり」の推進	平成 17 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会母子保健強化推進特別事業において「児童虐待予防に視点をおいた乳幼児健康診査マニュアル」作成市町村合併(石川市、具志川市、与那城町、勝連町からうるま市へ)(平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町から宮古島市へ)
2006年(平成18)	新しい少子化対策について (H 18. 6. 20 少子化社会対策 会議決定) 「健やか親子 21」中間評価の結果報告 「授乳・離乳支援ガイド」の策定	第 40 回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2 0 1 0 」推進協議会・専門部会・研修会開催(中間評価の結果報告) 県立南部医療センター・子ども医療センター明院及び総合周産期母子医療センターの指定枠に不妊治療助成事業の助成期間の延長(2年→5年)	平成 18 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会母子保健強化推進特別事業において「妊婦健康管理について」調査、報告書作成沖縄県母子保健推進員連絡協議会による母子保健推進員リーダー研修会の開催市町村合併(東風平町、具志頭村から八重瀬町へ)
2007年(平成19)	1月 妊婦健診拡充に関する通知 雇児母発第 0116001 号「妊婦健康 診査の公費負担の望ましいあり方 について」	第 41 回沖縄県母子保健大会「健やか親子おきなわ2 0 1 0 」推進協議会・専門部会10 月 沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正(対象年齢を入院は就学前児まで、通院は3歳児までに拡大)	平成 19 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会母子保健強化推進特別事業「乳幼児事故防止対策事業」調査、報告書作成
2008年(平成20)	公費による妊婦健康診査を2回から5回に拡充(市町村への地方交付税) 2月「妊婦健康診査臨時特例交付金」創設 (平成22年までの間、公費による妊婦健診5回から14回に拡充)	4月から 41 全市町村において、公費による妊婦健康診査 5回実施(一部の市町村で、2,000円自己負担)2月「沖縄県妊婦健康診査対策基金条例」創設(平成 22 年度までの時限改定)公費負担 5 回から 14 回	4月 組織改編 (母子保健班は「国保・健康増進課」に配置)

年	Ħ	東	(編
2009年(平成 21)	公費による妊婦健康診査を 5 回から 14 回に拡充。 国庫補助 (1/2)、地方財政措置(1/2)	平成 21 年 4 月から全市町村において、14回の公費健診が実施。「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル(市町村版)」を作成。	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)平成 21年 4月より法定化・努力義務化(県所管課青少年・児童家庭課、実施主体市町村)
	特定不妊治療費助成事業について、平成 21年度補正予算において、助成金額を「1回当たり 10万円まで」を「1回当たり 15万円まで」たが充。	特定不妊治療費助成事業について、助成金額を「1 回当たり 10 万円まで」を「1 回当たり 15 万円まで」に拡充。	
	「健やか親子21」第2回中間評価を実施し、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画と一体的に推進するため、計画期間を2014年までの4年間延長。	「健やか親子おきなわ 2010」を沖縄県次世代育成支援計画の後期計画策定に伴い、計画期間を 2014年までの 4年間延長、名称を「健やか親子おきなわ 21」に変更。	
2010年(平成22)	乳幼児身体発育調査の実施。	乳幼児身体発育調査の実施。 (県内5カ所の病院、16市町村にて実施)	
	総理官邸に HTLV-1 特命チームが設置され、妊婦健康診査におけるHTLV-1 抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定された。	HTLV-1 抗体検査における関係機関会議	
		沖縄県の周産期保健医療体制整備計画の 策定。沖縄県周産期保健医療体制整備検 計委員会を設置。	

		「健やか親子おきなわ 2010 評価」を実施。	
		「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル (医療機関版)」を作成。	
2011年(平成 23)	公費による妊婦健康診査を 14 回実施するため、基金を積み増し、公費助成を継続。国庫補助 (1/2)、地方財政措置(1/2)	妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査を全市町村で実施 「HTLV-1 母子感染対策協議会」設置	
	特定不妊治療、初年度年3回まで、通算5年、最大 10 回を限度に助成。	特定不妊治療、初年度年3回まで、通算5年、最大10回を限度に助成。	
	母子健康手帳の改正		
	妊娠期からの子ども虐待予防の推進		
2012年(平成 24)	3月 妊婦健康診査支援基金事業の終了。妊婦健康診査の公費助成は継続(H25年度より地方財政措置(10/10))	3月 妊婦健康診査支援基金事業の終了	
		10月 沖縄県こども医療費助成事業(乳幼児から改称)補助金交付要綱の改正。(入院を中学卒業児まで拡大)	
2013年(平成 25)	「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、検討会を開催。対象年齢を 43 歳未満とする等の見直しの方向性が示された。(全面実施は28年度から)	4月 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第105 号)」に基づき、未熟児養育医療及び育成医療の事務の一部が市町村へ委譲。」	那覇市の中核市移行に伴い、那覇市は那覇市保健所管轄となる。組織改編により、中央保健所磨井市町村のうち那覇市以外は南部保健所管轄となる)。

		4月 組織改編(母子保健班は「健康長寿課」に配置)	母子健康手帳交付台帳、妊婦健診、乳幼児健診データ利活用環境の整備および、データ連結・分析を実施。			
11月 こども医療費助成制度において、うるま市を皮切りに県内市町村において自動償還方式が導入され始めた。		「健やか親子おきなわ 21」最終評価の実施及び次期計画の策定	妊婦健診・乳幼児健診等データ利活用による妊産婦・乳幼児支援体制整備事業を実施。	「健やか親子おきなわ 21 (第2次)」初年度。	「特定不妊治療費助成事業」において国に合わせて助成内容及び助成対象を拡充した。平成 28 年 1 月 20 日以降に治療を終了した方を対象に、初回申請の場合上限 30 万円まで助成、男性不妊治療を伴う場合別途上限 15 万円まで助成。	10月 沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱の改正。 (通院を就学前まで拡大)
小児慢性特定疾患治療研究事業において支援の在り方を検討する専門委員会により、平成 25 年 12 月に報告がまとめられた。	「健やか親子21」最終評価報告書を平成 25年 11月にとりまとめられた。			「健やか親子 21 (第2次)」初年度。	「不妊に悩む方への特定治療支援事業」において補正予算により、助成内容及び助成対象を拡充した。平成 28 年 1 月 20 日以降に治療を終了した方を対象に、初回申請の場合上限 30 万円まで助成、男性不妊治療を伴う場合別途上限15万円まで助成。	
		2014年(平成26)		2015年(平成27)		

3. 国における母子保健対策の体系と概要



○国庫補助事業 ●一般財源による事業

- ※1 母子保健医療対策等総合支援事業
- ※2 保育緊急確保事業(内閣府に計上)
- ※3 児童虐待·DV対策等総合支援事業
- ※4 平成27年1月から実施予定

資料:わが国の母子保健-平成27年-

(表6-1)

									(表6−1)
区	事業名	* * • •	田歩十二	의·자/F·휴	国•H27年度 (H26年度)	県•H27年度 (H26年度)	根拠法令	所得	/# #Z
分	(実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	予算額 (百万 円)	予算額 (千 円)	(補助率)	制限等	備考
		不妊専門相談センターにおける専門相談や女性の生涯を通じた健康管理のための健康教育・相談事業を実施するとともに、HTLV-I母子感染予防対策を実施する。	都道府県 指定都市 中 核 市	平成8年度	% 1	(6,967) 6,871	1/2	ı	H17 統合補助金 化 H23' HTLV-1母子 感染予防対 策を追加 H24' 不育談を追加 H26' 全国を追加 号設置(女性 健康支援セン ター)
保健	妊娠・出産包	母子を発生性域がで行きたいによるように、	市町村	平成26年度		-	(1/2)	-	H26' 創設(統合補助金)
指導等	妊娠・出産包括支援事業	地が共らでし提拠支す等妊続応しすのア業さ材行妊業制※育夕は法事に地が共らでし提拠支す等妊続応しすのア業さ材行妊業制※育夕は法事には機を育様総す子の産的じてる。母等なら育う娠ををワて)の子との関期な的ワ育々も開発をできるでは、成等、出進備ス代をよいの関期な的ワ育々も開発をできるできる。子をどこ、成等、出進備ス代をよいの実施の関連なのででは、が状し機プルの産施府の付話をいる。プ括に子和子では、は、に二相ンて一に、が状し機プルの産施府の付話を、拠支つ育りを表して、が状し機プルの産施府の付話を、拠支つ育保健、と、な代表が、は、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	市町村	平成27年度	* 1	-	(1/2)	-	H26' 創設(統合補 助金)

⁽注)「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法 平成27年度予算額・()内は平成26年度予算である

^{※1} 母子保健医療対策等総合支援事業(15,314百万円)に一括計上

(表6-1)

									(衣(0-1)
区	事業名	事業内容	実施主体	創設年度	国•H27年度 (H26年度)	県•H27年度 (H26年度)	根拠法令	所 得	備考
分	(実施者等)	争 未 闪 谷	夫加土体	剧故平及	予算額 (百万 円)	予算額 (千 円)	(補助率)	制限等	1佣 右
保健指	育児等健康 支援事業	12 3 4 日本	市町村	平成7年度		I	I	_	子どもの心の H15' 健康で続合 健事を統合 次支付音に 次支付 子交行 子交行 H23' 交行 H24' 地措置
等	食育の推進	子どもの健やかな食生活を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保関所、 学校等関係機関を連携による取組を支援する。	市町村	平成15年度		ı	-	-	H17' 次世代育成 支援公司 大型
		子どもの事故の予防強 化を図るため、健診な どの場を活用し、保護 者に対する意識啓発を きめ細かく行うための 取組を支援する。	市町村	平成22年度		-	-	-	H22' 次世代育成 支援対策交 付金に移行 H23' 子育て支援 交付金に移 H24' 行 地方交付税 措置

⁽注)「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法 平成27年度予算額・()内は平成26年度予算である

^{※1} 母子保健医療対策等総合支援事業(15,314百万円)に一括計上

(表6-1)

									(衣0−1)
区	事業名	* * + 0	£ ‡ 4 ±	소네크. 노·호	国•H27年度 (H26年度)	県・H27年度 (H26年度)	根拠法令	所得	/# +7
分		事業内容	実施主体	創設年度	予算額 (百万 円)	予算額 (千 円)	(補助率)	制限等	備考
	未熟児養育 医療	身体の発育が未熟の まま出生した未熟児に 対する医療の給付。	市町村	昭和33年度	(3,602) 3,699	(61,370) 61,510	法第20条 (1/2)	徴収	平成25年4月より市 町村へ権限委譲
療	小児慢性特 定疾病压用 常生活 給付 事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の 小児慢性特定疾患児 に対し、必要な日常生活用具を給付する。	市町村	平成16年度	% 1	1	(1/2)	徴収	平成17年4月施行 H26 ⁷ 統合補助金 化
養援	慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業	地域の関係機関、支援策についての情報共有及び支援の連携を協議会で実施する。また、地域で支援する内容についての協議を行う。	都道府県 指定都市 中核市	平成26年度	※ 1	-	(1/2)	-	H26'創設
渡	小児慢性特 定疾病児童 等自立支援 事業	幼少期から慢性疾患に 罹患しているため、学 校生活での教育に遅れが 見られ、自立を阻害さ れている児童につい て、地域による支援の 充実により自立促進を 図る。	都道府県 指定都市 中核市	平成26年度	(232) 927	-	(1/2)	-	H26'創設 (H27年1月実施)
7	結核児童療 育事業	長期の入院治療を要する結核児童に対し、 医療の給付。	都道府県 指定都市 中核市	昭和34年度	(3) 3	-	児第20条 (1/2)	徴収	
	結核児童日 用品等事業	長期の入院治療を要する結核児童に対し、 医療の給付に併せて 日用品等の支給。	都道府県 政令市 特別区	昭和33年度	(1) 1	-	法第20条 児第20条 (1/2)		

⁽注)「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

徴収:徴収基準表に基づく自己負担制度有り

平成27年度予算額・()内は平成26年度予算である

※1 母子保健医療対策等総合支援事業(15,314百万円)に一括計上

(表6-1)

									(衣(0-1)
区	事業名	* * + -	T+ + +	소네크. F - F	国•H27年度 (H26年度)	県・H27年度 (H26年度)	根拠法令	所得	/## - #7
分	(実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	予算額 (百万 円)	予算額 (千 円)	(補助率)	制限等	備考
医	不妊に悩む 方への特定 治療支援事 業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、 医療保険が適用されない配偶者間の不妊治療に要する費用の一部 を助成。	都道府県 指定都市 中核市	平成16年度	(H26は安心 こども基金で実施) ※1	(153,465) 181,709	(1/2)	_	H17 統合補助金 化 中縄県では H17年6月に 事業実施 H26 安心こども基 H27 金に移行 統合補助金 に移行
対	診療ネット ワーク事業	様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達を 題、児童虐待や免達書 害に対応するため、都 道府県域における拠機 病院を増くし、各機 関と連携した支援体制 の構築を図る。	都道府県	平成20年度	% 1	4,715	(1/2)	_	H20' 創設 H23' 事業の本格 実施に伴い 名称変更
来等	児童虐待防 止医療ネット ワーク事業	地域の医療機関が連携して信待の関係を関係を 見・介入等の対応を う虐待防止体制の整県 を図るため、都が見た を図るため、都が見来 等の中核的に 意病院に は、地域の との、地域の との、 での研修、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	都道府県 指定都市	平成24年度	※ 2	ı	(1/2)	I	H24' 創設
健康	1歳6か月児 健康診査 (市町村)	身体の発育、精神発達 等の標識が容易に得られる時点での健康診査 (一般、精密、歯科健 康診査)	市町村	昭和52年度	ı	-	法第12条 第1項第1号	ı	S62' 精密健康診 査 H9' 補助金→負担金 H17' 税源移譲
診査等	3歳児健康診 査 (市町村)	身体発育、精神発達の 面から最も重要な時期 での総合的な健康診 査 (一般、精密、歯科健 康診査、視聴覚検査)	市町村	昭和36年度		-	法第12条2 第1項第2号	_	S38' 精密健康診 查 H2' 視聴覚検査 H9' 実施主体 都道府県→市町村 H17' 税源移譲

⁽注)「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法 平成26年度予算額・()内は平成25年度予算である

資料:わが国の母子保健-平成27年-

^{※1} 母子保健医療対策等総合支援事業(15,314百万円)に一括計上

^{※2} 児童虐待·DV対策等総合支援事業(4,734百万円)に一括計上

5. 沖縄県における母子保健関係制度一覧

	制度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口
	妊娠の届出	妊娠したら、速やかに市町村長に妊娠の届け出を行い、必要な保健指導や健康診査を 受けるよう努めて下さい。	
	母子 (親子) 健康手 帳の交付	妊娠の届出をした者に対して市町村長から母子 (親子) 健康手帳が交付され妊娠・出産 及び育児に関する母と子の健康記録として活用できます。	市町村
14	妊婦健康診査	母子 (親子) 健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票 (別冊) が交付され、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健康診査が受けられます。また、平成23年4月より、すべての市町村でHTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査が公費で受けられるようになりました。	· ·
妊	B型肝炎母子感染防 止対策	B型肝炎の母子感染を防止するために、公費でHBs抗原検査が受けられます。 この結果が陽性の場合は、生まれた子の検査や予防処置が健康保険適用となります。	市町村 医療機関
娠	妊婦HIV抗体検査	妊婦がHIVに感染している場合、母子感染を起こすおそれがあります。早期発見と赤ちゃんへの感染防止を図ることを目的に、妊婦健康診査の際に公費でHIV抗体検査が受けられます。	市町村 医療機関
した	妊婦風疹抗体検査	妊婦が妊娠初期に風疹に感染した場合、胎児に感染し、先天性風疹症候群のリスクが生じます。風疹抗体価を知る事、抗体が陰性の場合、適切な時期に予防接種を行うことで、先天性風疹症候群の発生を予防することができます。妊娠したら、早い時期に風疹抗体検査を受けましょう。妊婦健康診査の際に公費で検査が受けられます。	市町村 医療機関
/ζ	妊産婦の保健指導	妊産婦に対して、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。	市町村 医療機関 助産所
5	妊娠高血圧症候群等 療養援護費	妊娠高血圧症候群等で7日以上入院した妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部 を所得に応じて支給します(上限39,00円)。なお、所得制限及び申請期限が あります。	県保健所
	入院・助産の制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない場合には、その世帯の所得に応じて、入院助産に要する費用の一部又は全部を公費で負担します。	
	働く女性のための健康管理	1)保健指導や健康診査を受けるために必要な時間の確保。 ・妊娠23週まで 4週間に1回 ・妊娠24週から35週まで 2週間に1回 ・妊娠36週以後出産まで 1週間に1回 (主治医等の指示に従って必要な時間を確保しましょう。) 2)指導事項を守るための措置 妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわり・切迫流産といった症状等に対応する措置 3)母性健康管理指導事項連絡カードの利用 4)産前・産後休業 ・出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間前 (いずれも女性が請求した場合) ・出産の翌日から8週間 (ただし、本人が請求し、医師が支障ないと認めた場合は6週間) 5)妊婦の軽易業務転換 6)妊婦の有害危険業務の就業制限 7)妊婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限 8)育児時間(生後1年に達しない生児を育てる女子で、1日2回おのおの少なくとも30分の育児時間を請求可能)	市町村医療機関厚生労働省沖縄労働局雇用均等室
		〈男女雇用機会均等法の改正〉 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	厚生労働省沖 縄労働局雇用 均等室

	制度	制度のあらまし	相談窓口
	出生届	出生届は14日以内に行いましょう。	市町村
	低体重児の届出	2500分未満の赤ちゃんが産まれたら母子健康手帳に折り込まれている低体重児出生 届を速やかに市町村へ届け出ましょう。	市町村
	未熟児養育医療	2000 ²⁷ 以下の赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、所得に応じて自己負担金があります。	市町村
赤	先天性代謝異常等 検査	フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等の異常を早期発見・早期治療することにより、心身障害の発生を防止します。 (検査料は公費 負担、採血料は自己負担)	医療機関 県保健所
ちゃ	新生児、未熟児 訪問指導	生後28日以内の赤ちゃんまたは、小さく生まれた赤ちゃんは、保健師または助産師による訪問指導が受けられます。 ・新生児訪問・未熟児訪問	市町村
ん	こども医療費助成 事業	健康保険等の規定による医療費の自己負担金を支払った場合に、市町村に申請する ことで助成を受けることが出来ます。なお、対象年齢や所得制限の有無等の助成要 件は市町村ごとに異なります。	市町村
が産	乳児健康診査	乳児期は発育・発達の大切な時期であり、少なくとも生後3~6か月に1回、9~11か月に1回の健康診査により心身の異常の早期発見や適切な相談・指導を行います。	市町村
ま	1歳6か月児 健康診査	満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に対し健康診査を行い運動機能、視聴 覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼 児の健康の保持及び増進を図ります。	市町村
れ	3歳児健康診査	満3歳を超え、4歳に達しない幼児に対し健康診査を行い視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康保持増進を図ります。	市町村
たら	う蝕予防事業 (フッ化物塗布)	障害等を持つ乳幼児と保護者に対して、歯科相談を実施しています。(保健所) 乳幼児のむし歯予防のために、乳幼児健診等で歯科保健指導、フッ化物塗布を実施 しています。(市町村 ※一部市町村を除く)	県保健所 市町村
	小児慢性特定疾患治療研究事業	18歳未満の患児に対し、以下の疾患群について対象基準を満たした場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて、一部自己負担金があります。)なお、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで延長することができます。 ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患群	県保健所 那覇市保健 所
	自立支援医療 (育成医療)	身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童(いずれも18歳未満)であって、短期間の治療で確実な効果が期待できる場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて一部自己負担金があります。) 障害区分:①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害、④音声・言語・そ	市町村
		しゃく機能障害、⑤内臓障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害以外の内臓障害は先天性のものに限る)⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害	

	制度	制度のあらまし	相談窓口
赤ちゃんが産	事業	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげます。	市町村
生まれたら	乳幼児の保健指導	乳幼児の保護者に対して、育児に関する保健指導を行います。	市町村医療機関
	不妊相談	不妊に悩む夫婦を対象に、相談指導及び不妊治療に関する情報の提供を行います。	不妊専門相 談センター
そのの	女性の健康相談	思春期から更年期に至る女性を対象に、妊娠、婦人科疾患、思春期、更年期障害、 性感染症等、女性の心身の健康に関する相談指導及び情報の提供を行います。	女性健康支 援センター
他	特定不妊治療費助成 事業	医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成します。	県保健所 那覇市保健 所

6. 母子保健関係法規と制度の関連

母子保健法・・・・・・・・・・・・母子保健全般 児童福祉施設 助産施設 療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業 療育指導 児童福祉施設への入所措置 次世代育成支援対策推進法・・・・・ 行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主 の行動計画の策定 少子化社会対策基本法・・・・・・・・母子保健医療体制の充実等 児童虐待の防止等に関する法律・・・・ 児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の 責務 障害者基本法・・・・・・・・・・・障害者の自立と社会参加の促進 生活保護法・・・・・・・・・出産扶助 健康保険法、国民健康保険法等・・・・出産育児一時金の支給 児童手当法・・・・・・・・・・児童手当の支給 地域保健法・・・・・・・・・・・・・母子保健についての保健所の業務 戸 籍 法・・・・・・・・・・ 婚姻届、出生届 死産の届出に関する規程・・・・・死産 不妊手術 人工妊娠中絶 受胎調節実地指導員 刑 ・・・・ 堕胎ノ罪 妊産婦に係る危険有害業務の就業制限 産前産後の休業 │育児時間 育児休業の取得 育児・介護休業法・・ 就業しつつ子を養育することを容易にする措置 男女雇用機会均等法・・・ 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置 · · · 病院、診療所、助産所 医療法・・・・・・

予防接種法・・・・・・・・・・乳幼児の予防接種

健康増進法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康指導等、特定給食施設等、特別用途表示及び

栄養表示基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・・・・ 結核健康診断、結核り患児の医療 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・・・・・・・ 精神障害児(者)の医療、社会復帰

学校保健安全法・・・・・・・・・就学時及び定期健康診断

資料:わが国の母子保健-平成27年-